

28 日 獣 発 第 233 号

平成 28 年 12 月 9 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（2 例目）に伴う発生予防対策の徹底について

このことについて、平成 28 年 11 月 30 日付け 28 消安第 3781 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、新潟県内の家きん飼養農場において 11 月 29 日に高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことに続き、11 月 30 日に新たな本病の疑似患畜が確認されたことを踏まえ、本病に対する厳重な警戒を要請するとともに、適切な対応がなされるよう周知を依頼するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしく願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601



28消安第3781号
平成28年11月30日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（2例目）に伴う
発生予防対策の徹底について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、
円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に
対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

28消安第3781号
平成28年11月30日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（2例目）
に伴う発生予防対策の徹底について

本日、新潟県内の家きん飼養農場において死亡家きんが増加した旨、新潟県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることを確認しました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年9月9日農林水産大臣公表）に基づき、当該死亡家きんについて、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

11月28日及び29日に青森県及び新潟県において本病の疑似患畜が確認されたことに伴い、「青森県及び新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」（平成28年11月29日付け28消安第3725号農林水産省消費・安全局長通知）を發出し、本病の防疫対策の強化等をお願いしたところですが、今般新たに新潟県において本病の疑似患畜が確認されたことを踏まえ、家きん飼養者に対し、本病に対する厳重な警戒を要請するとともに、発生予防対策として、特に下記について助言・指導方お願いします。

記

1. 家きん舎の一斉点検

「平成28年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成28年9月23日付け28消安第2664号農林水産省消費・安全局長通知）

の記の1の（2）の「野鳥、ねずみ等の野生動物対策」を再徹底することとし、

① 野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット等の設置及びその破損

② 家きん舎の壁面の破損や家きん舎の屋根と壁の隙間等、小型の野生動物が家きん舎の外部から侵入し得る経路がないか、家きん舎の内部及び外部から改めて詳細に緊急点検し、十分でない場合には修繕等を行うこと。

2. 家きん舎の定期点検

池などの野鳥生息地の近くや、野生動物の生息しやすい環境にある農場に対しては、上記1の一斉点検の後、定期的に、上記1の一斉点検と同じ内容の点検を行うこと。